

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) 健康増進に向けた国や県の動向

我が国では、平均寿命*が世界でも高い水準を示している一方で、急速な高齢化の進展やライフスタイルの変化によって、糖尿病や脂質異常症、がんなどの生活習慣病*が増加している状況にあります。

このような状況の中、国では平成12年(2000年)3月に壮年期*死亡の減少、健康寿命*の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的とした第3次国民健康づくりとして、「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」を開始しました。そして、平成24年(2012年)7月に「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針(平成15年(2003年)厚生労働省告示第195号)」が改正され、平成25年度(2013年度)から平成34年度(2022年度)までの「21世紀における第2次国民健康づくり運動(健康日本21(第2次))」の内容が公表されました。

兵庫県では、平成23年(2011年)4月に「健康づくり推進条例」が施行され、平成24年(2012年)には「健康づくり推進プラン」、平成25年(2013年)には「健康づくり推進実施計画」が定められています。そして、平成29年(2017年)3月には、平成33年度(2021年度)までの5年間を計画期間とした「健康づくり推進プラン(第2次)」が策定され、健康づくりと疾病予防に重点を置いた取り組みが進められています。

【健康日本21(第2次)の基本的な方向】

- ①健康寿命*の延伸と健康格差*の縮小
- ②生活習慣病*の発症予防と重症化予防の徹底
- ③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- ④健康を支え、守るための社会環境の整備
- ⑤(①~④を実現するために)栄養・食生活、身体活動、休養・こころの健康、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

【兵庫県健康づくり推進プラン(第2次)の目標と基本方針】

県民一人ひとりが生涯にわたって健康で生き生きとした生活ができる社会の実現

- (1) ライフステージ*に対応した取組の強化
- (2) 健康寿命*の延伸に向けた個人の主体的な取組の推進
- (3) 社会全体として健康づくりを支える体制の構築
- (4) 多様な地域特性に応じた支援の充実

(2) 食育推進に向けた国や県の動向

我が国では、急速な経済発展、ライフスタイルや食に対する価値観の変化に伴い、栄養バランスの偏り、伝統的な食文化への意識の希薄化等、食に関する様々な問題が顕在化しています。

このような背景を受け、国では、平成 17 年（2005 年）6 月に「食育基本法*」を制定し、平成 18 年（2006 年）3 月には平成 22 年度（2010 年度）までを計画期間とする「食育推進基本計画」を策定しました。また、同法では、市町村における「食育推進計画」の策定が努力義務として位置づけられました。そして、平成 23 年（2011 年）には「第 2 次食育推進基本計画」、平成 28 年（2016 年）には、新たに平成 32 年度（2020 年度）までの 5 年間を計画期間とする「第 3 次食育推進基本計画」を策定しています。

兵庫県では、平成 18 年（2006 年）3 月に「食の安全安心と食育に関する条例」を制定し、この条例を踏まえた食育推進計画を策定しました。そして、平成 29 年（2017 年）3 月には「食育推進計画（第 3 次）～食で育む 元気なひょうご～“プラス 1 の食育実践”」を策定し、「『心身の健康の増進、豊かな人間形成、明るい家庭と元気な地域づくり』の実現」を目指しています。

【第 3 次食育推進基本計画の重点課題】

- ①若い世代を中心とした食育の推進
- ②多様な暮らしに対応した食育の推進
- ③健康寿命の延伸につながる食育の推進
- ④食の循環や環境を意識した食育の推進
- ⑤食文化の継承に向けた食育の推進

【兵庫県食育推進計画（第 3 次）の重点課題】

- (1) 若い世代の食育力の強化
- (2) 多様な暮らし方を支援するための食育推進
- (3) 食や「農」への理解を促進するための食育推進
- (4) 食育活動を充実するための連携強化、推進体制の充実

2 計画の趣旨

本市では、国や県の動向を踏まえ、市民全員が生涯にわたり健康で生き生きと、安心して暮らせるウェルネス*な生活を送るため、平成 25 年（2013 年）3 月に「ウェルネスプランかこがわー第 2 次健康増進計画・食育推進計画ー」を策定し計画を推進してきました。策定から 5 年が経過した平成 29 年度（2017 年度）に、第 2 次健康増進計画の中間評価を行い、取り組み内容を見直しました。最終年度である平成 34 年度（2022 年度）の目標達成に向けて、さらに健康づくりを推進します。

また、平成 29 年度（2017 年度）は、食育推進計画の最終評価を行い、第 2 次食育推進計画を策定し計画を推進します。

本計画は、市民一人ひとりの主体的な健康づくりや、体系的な食育の推進を目指すための指針となるものです。

3 計画の位置づけ

(1) 上位計画及び関連計画との整合

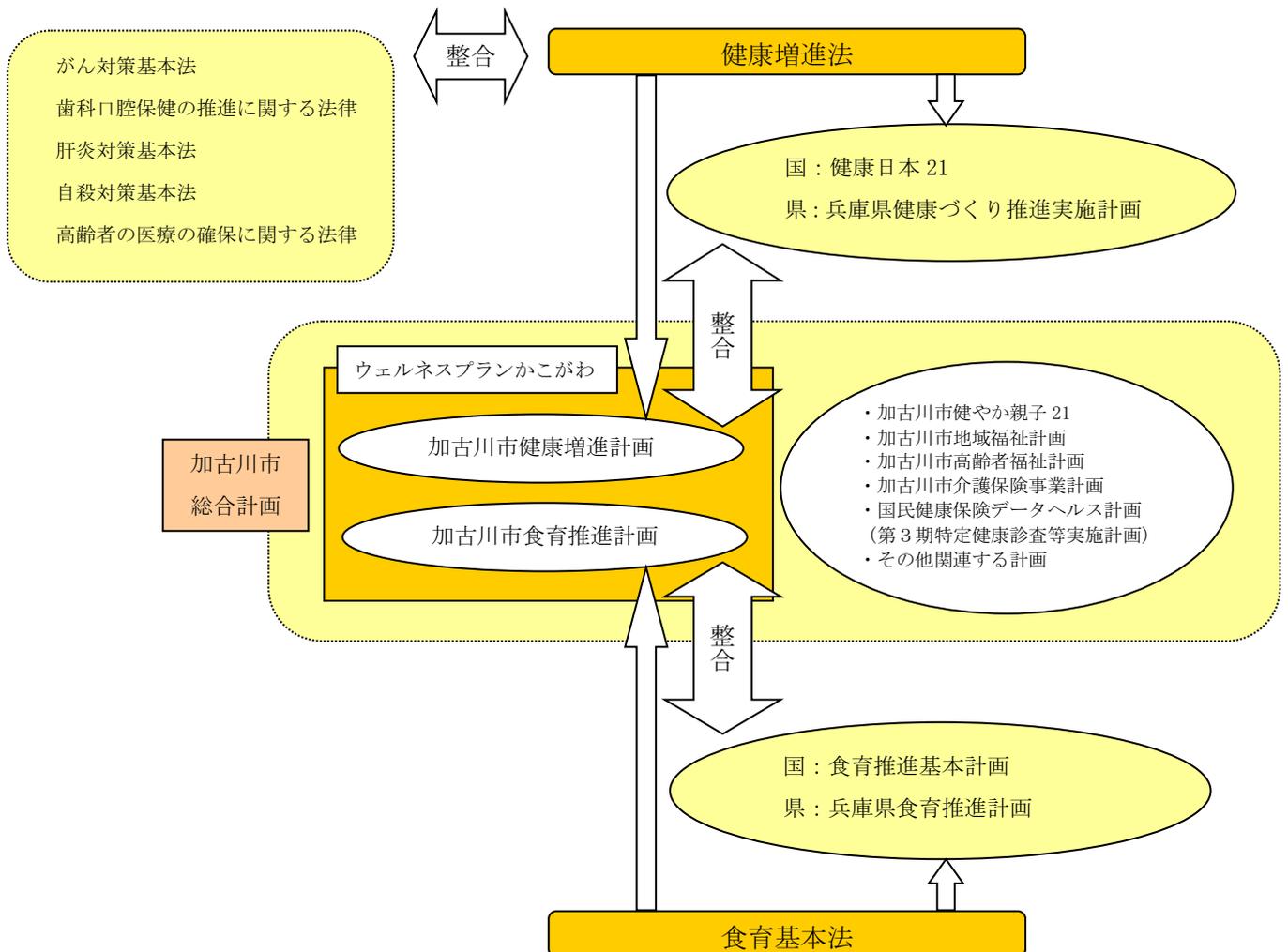
本計画は、「加古川市総合計画」（後期総合基本計画：平成28年度（2016年度）～平成32年度（2020年度））の部門別計画として位置づけ、健康づくりに関わる取り組みを通じて、まちづくりの基本目標の一つである「安心して暮らせるまちをめざして」の実現に努めます。

また、保健福祉分野で関連する「加古川市健やか親子21」「加古川市地域福祉計画」、「加古川市高齢者福祉計画・加古川市介護保険事業計画」をはじめ、各関連計画との整合を図り、調和のとれた施策・事業を計画的に展開していきます。

(2) 各計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第8条第2項に基づく市町村健康増進計画及び食育基本法*第18条に規定する市町村食育推進計画として位置づけ、「健康日本21（第2次）」、「兵庫県健康づくり推進実施計画」、「第3次食育推進基本計画」及び「兵庫県食育推進計画（第3次）」を参考としながら、健康増進計画と食育推進計画を包含し、地域特性を踏まえた本市独自の計画とします。

【各計画の関係図】



4 計画の期間

(1) 第2次健康増進計画

健康増進計画は、平成25年度（2013年度）から平成34年度（2022年度）までの10年間の計画期間とします。目標達成状況については、平成29年度（2017年度）に中間評価及び見直しを行いました。平成34年度（2022年度）には、今後5年間の取り組みを踏まえて最終評価を行います。また、国の動向や社会情勢の変化などへの対応が必要となった場合は、適宜見直しを行います。

(2) 第2次食育推進計画

食育推進計画は、平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年間の計画期間とし、平成34年度（2022年度）に見直しを行うこととします。また、国の動向や社会情勢の変化などへの対応が必要となった場合は、適宜見直しを行います。

	平成 25年度 (2013)	平成 26年度 (2014)	平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成 31年度 (2019)	平成 32年度 (2020)	平成 33年度 (2021)	平成 34年度 (2022)	
健康増進 計画	第2次					中間評価 見直し	→				見直し
食育推進 計画	→					第2次					見直し

5 計画の策定体制

(1) 策定委員会

計画の中間評価・見直し及び策定にあたっては、学識経験者、保健・医療・福祉・食育関係、市民代表（公募委員を含む）、行政代表から構成される策定委員会を設置し、幅広い分野から意見を取り入れ、計画内容の検討を行いました。

(2) アンケート調査

第2次健康増進計画の中間評価・見直し、前食育推進計画の最終評価及び第2次食育推進計画策定の基礎資料とするため、乳幼児の保護者、小・中・高生、18歳以上の市民を対象に、平成29年（2017年）7月から8月にかけて、食と健康についてのアンケート調査を実施しました。概要は以下のとおりです。

○乳幼児の保護者

対象者：市内の認定こども園・保育所・幼稚園に通う乳幼児の保護者

配布数：531通

回収数：431通

回収率：81.2%

○小学生・中学生・高校生

対象者：市内の小学校・中学校・高等学校に通う児童及び生徒

配布数：1,044通

回収数：997通

回収率：95.5%

○一般市民

対象者：無作為抽出した18歳以上の市民（町・年齢均等）

配布数：5,181通

回収数：2,125通

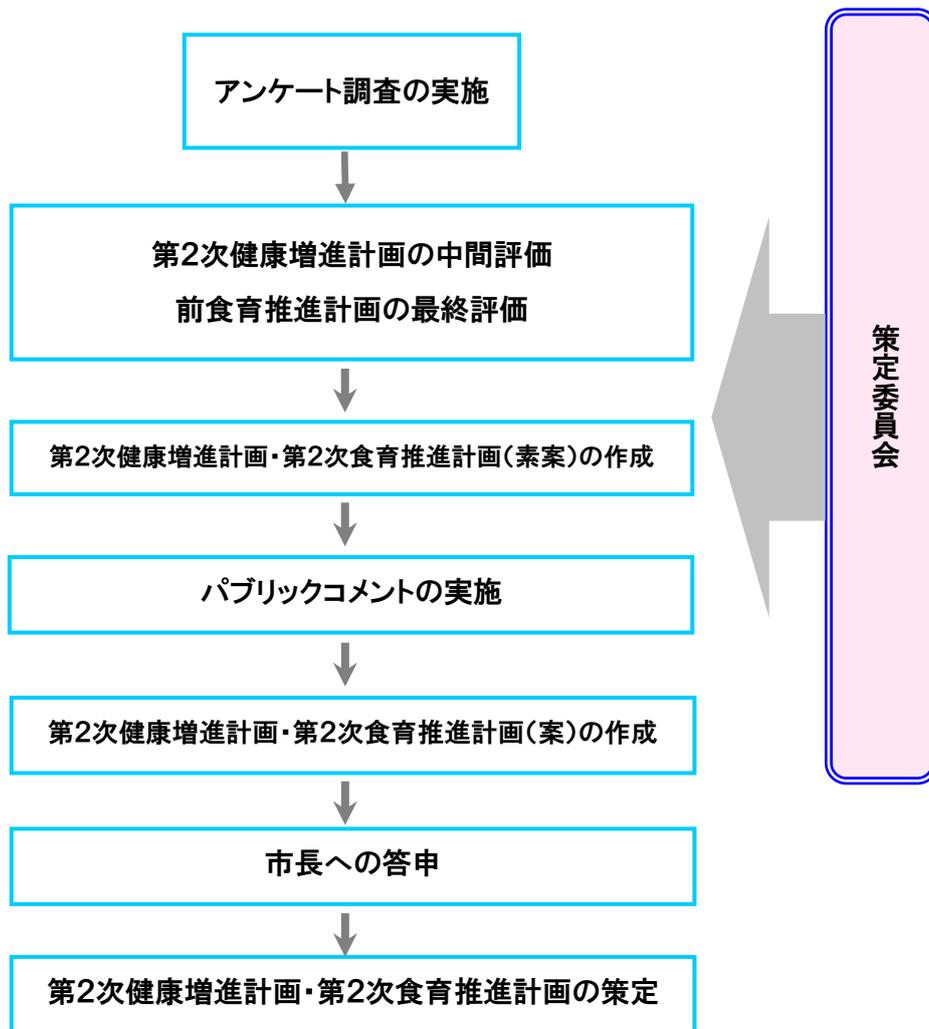
回収率：41.0%

(3) パブリックコメント

市民などからの意見を本計画に反映させるため、パブリックコメントを実施しました。概要は以下のとおりです。

募集期間：平成29年（2017年）12月19日から平成30年（2018年）1月18日まで
 提案方法：持参（市役所、市内各公民館・市民センター等）、郵送、ファックス、メール
 提案数：20件

(4) 計画策定の流れ

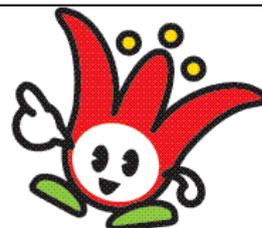


6 計画の基本理念

健康増進計画及び食育推進計画を推進し、「ひと」「まち」「自然」が調和した「ウェルネス都市 加古川」の実現を目指すため、本計画の基本理念を次のように定めます。

基本理念：みんなで創るウェルネス

ウェルネス都市シンボルキャラクター「ウェルピー」



7 計画の推進体制

(1) 考え方

健康増進計画は、一人ひとりが自分の健康について関心を持ち、健康づくりに取り組めるように、食育推進計画は、個人の食育実践に向けて、関係団体や行政が健康づくりや食を通じたネットワークづくりを図れるように、個人、家庭、地域などへ働きかけ効果的・効率的に取り組みを展開します。

(2) 推進体制

関係団体で構成するウェルネスプランかこがわ推進連絡会を設置し、行政と連携・協働して計画を推進します。

【計画の推進体制(平成 29 年度 (2017 年度))】

